

令和7年度

「デジタル未来アート展」
企画・運営業務委託

業務概要兼要求水準書

令和7年9月

デジタル未来アート事業実行委員会

1 「業務概要兼要求水準書」について

本「業務概要兼要求水準書」は、デジタル未来アート事業実行委員会（以下「発注者」という。）が実施する「令和7年度「デジタル未来アート展」企画・運営業務委託プロポーザル」（以下「本プロポーザル」という。）について、企画・提案にあたり、業務内容及び受注者に要求する水準を示すものである。

また、本「業務概要兼要求水準書」は、本プロポーザルに参加しようとする者に交付する「令和7年度「デジタル未来アート展」企画・運営業務委託プロポーザル募集要項（以下「募集要項」という。）」と一体のものとする。

2 事業目的

会津大学発ベンチャー企業を中心とした地元企業や会津大学などとの連携により、地元企業等の技術力向上や付加価値の高い製品開発による「しごとづくりの場」、デジタルコンテンツを体験し、その仕組みを学ぶ「デジタル人材の育成の場」、スマートシティ会津若松らしいデジタルを活用した「子どもたちの遊び場」などを形成する。

3 受注者の業務概要

(1) 業務概要

地元 ICT 企業や会津大学等との連携により、先端的なデジタルテクノロジーを活用した体験型コンテンツの展示、また、プログラミング技術・プログラミング的思考などについて学べるワークショップなどを実施するイベント「デジタル未来アート展」を開催する。

(2) 開催場所

〒965-0871 福島県会津若松市栄町3番50号

生涯学習総合センター（會津稽古堂） 多目的ホール／市民ギャラリー

なお、上記会場の予約は発注者において行うものとし、会場使用料は本業務の委託料には含まないものとする。

(3) 入場料金

無料とする。ただし、任意の協賛金を受け付ける。

4 受注者の業務内容

(1) 企画・設計業務

- ・ 受託者は、地域内の連携や県内外企業等との連携を促進し、事業創出・成長支援を行うコーディネーターとしてコンテンツを企画するとともに、開催場所でのレイアウト、配置、動線、工程等を設計する。
- ・ コンテンツ展示にあたっては、製作者のデジタル技術等の情報を記載したパネル等の掲示物を用意することにより、展示しているコンテンツはもとより、当該企業や関係者の技術力を地域内外の企業等に PR を行うものとする。

(2) コンテンツ・備品・機材の手配

- ・ 受注者は、必要なコンテンツ・備品・機材を手配すること。開催場所である生涯

学習総合センターから借用可能なものはこれを用いても構わない。

(3) 運営マニュアル作成業務

- ・関係者間での情報共有のため、実施体制、役割分担、会場レイアウト、受付業務フロー、コンテンツの運営方法、緊急連絡先等を記載した運営マニュアルを作成する。

(4) 会場設営及び撤去

- ・会場の担当者及び発注者と十分な事前打合せを行い、施設のルールを遵守した上で、会場の設営、コンテンツの設置・調整を行うとともに、イベントの開催終了後速やかに機材及び備品の撤去、廃棄物の処理、原状回復を行う。

(5) 運営業務

- ・本業務の運営・管理業務を統括する全体責任者1名及び、来場者の受付、誘導、カウント、コンテンツの運営、アンケートの実施、協賛金の受付、会場の安全管理等に従事する運営スタッフを必要な人数配置し、イベントを適切に運営する。
- ・デジタル未来アート展開催前日の内覧時や開催初日などのタイミングで、(1)で用意したパネル等の掲示物の情報を製作者自らが地域内外の関係者（コンテンツ製作者、スマートシティ会津若松共創会議、AiCT コンソーシアム、スマートシティサポーターなど）に短時間（1コンテンツあたり3～5分間程度）で紹介する場を設けるものとし、この場に地域内外から多くの関係者が参加できるよう参加募集の告知等を実施する。

(6) 付帯業務

- ・発注者が作成するポスター・チラシに用いる画像、テキストのデータを発注者の求めに応じて速やかに提供する。
- ・事業のPRのため、開催初日の様子を動画で記録するものとし、1～2分程度のPR動画として速やかに発注者に納品する。
- ・(5)の場の様子を、製作者ごとに動画で記録し、速やかに発注者に納品する。

(7) 成果品

- ・実施報告書（日付別・年齢区分別の来場者数の詳細、アンケートや協賛金のまとめ、KPIの達成状況を示す資料を含む）を印刷物2部、電子データ一式にて提出する。
- ・成果品の納入は、令和8年3月31日までにを行うものとする。
- ・納入場所はデジタル未来アート事業実行委員会事務局（会津若松市役所情報戦略課）とする。

(8) その他

- ・検温、場面に応じたマスクの着用、手指消毒、換気、人と人の距離の確保など、基本的な感染症対策を適切に実施すること。
- ・来場者に対しては、年齢や国籍、性別、障がいの有無等に関わらず適切に対応するものとし、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年6月26日 法律第65号）」をはじめ、「第4次会津若松市ユニバーサルデザイン推進プラン」など、関係法令や市の計画等を踏まえ、多様な来場者に対し合理的な配慮を

行うこと。

- ・ 受注者は、本業務により得られた成果品、資料、情報等は、発注者の許可なく他に公表、貸与、使用してはならない。
- ・ その他必要な事項については、発注者と都度協議の上、実施するものとする。

5 本業務の企画提案に関する要求水準

(1) 本業務に関する基本的な考え方

本業務は、事業目的を踏まえ次の事項を基本的な考え方とする。

① 地元 ICT 企業等の育成・稼ぐ力の向上

- ・ 「スマートシティ会津若松」を掲げる会津若松市にとって、地元 ICT 企業のしごとづくりや育成、稼ぐ力の向上は必要不可欠である。
- ・ 本業務において、地元 ICT 企業や会津大学が中心となり、専門性の高いイベントの運営、デジタルコンテンツの開発を行うことで、技術力の向上、付加価値の高い商品開発及び新たなしごとの創出を推進する。

② 幅広い世代のデジタルテクノロジーに関する教育の推進

- ・ プログラミング的思考の習得、デジタルテクノロジーに対する理解やリテラシーの向上は、今後の社会をより良くしていくために欠かせない要素である。
- ・ 本業務は、本市の将来を担う子どもたちやその保護者といった幅広い世代が気軽にデジタルテクノロジーに触れ、その仕組みや技術を楽しみながら学ぶことができる場を創出することで、将来の「スマートシティ会津若松」をけん引する人材育成を推進する。

③ 人材の地域内定着の促進

- ・ 本業務については、地元 ICT 企業や会津大学等の会津若松市ならではの強みを活かして実施されることを重要視している。
- ・ そのため、ICT 専門大学である会津大学等への地域内進学、地元 ICT 企業への就職等について来場者の興味関心を高め、人材の地域への定着の促進という地方創生の観点からも本業務を推進する。

(2) 企画提案にかかる要求水準

企画提案にあたっては、事業目的、業務内容、以下の事項等を踏まえるものとする。

① KPI（重要業績評価指標）

受注者は、発注者と協力し、以下の KPI の達成を目指すこと。

ア 地元 ICT 企業等によるコンテンツ提供数 計 7 件以上／新規 5 件以上

イ イベント来場者数 今年度 5,000 人程度

ウ 来場者の会津大学等への興味関心度 85% 以上

② KPI 達成に向けた受注者の役割

ア 地元 ICT 企業等によるコンテンツ提供数 計 7 件以上／新規 5 件以上

- ・ 地元 ICT 企業等によるアイデア豊富なコンテンツを提案すること。
- ・ 地元 ICT 企業等により新規開発されたコンテンツの数に応じて評価する。

- ・ 各用語の定義は以下のとおりとする。

【用語の定義】

用語	意味
地元	会津地域17市町村に主たる事業所を有すること。
企業等	企業、大学、団体、個人など。営利・非営利を問わない。
コンテンツ	本「業務概要兼要求水準書」5-(2)-③ に該当するもの。
新規開発	本業務での展示・提供にあわせ、作成・開発（ワークショップの企画も含む。）されるコンテンツ。または、本業務での展示・提供にあわせ、大幅な改修、変更等（軽微なアップデートや修正を除く。）がなされたと発注者が認めたコンテンツ。

イ イベント来場者数 今年度5,000人程度

- ・ 累計で5,000人程度の集客を実現できるようなイベントの企画やコンテンツ、開催期間等を提案すること。
- ・ 次の優先順位に基づき、より多くの来場が見込めるようにコンテンツを工夫すること。

【来場者の年代の優先順位】

第一優先とする対象者層：小学生・未就学児及びその保護者

第二優先とする対象者層：中学生～高校生

第三優先とする対象者層：上記以外

【来場者の地域の優先順位】

第一優先とする地域：会津若松市内に在住・通学・通勤

第二優先とする地域：上記以外

ウ 来場者の会津大学等への興味関心度 85%以上

- ・ 来場者のデジタルテクノロジーへの興味関心度の向上、その仕組みの理解促進、プログラミング技術やプログラミング的思考の習得等につながる教育効果を有し、継続して会津大学等で学習したいといった意識を醸成するようなコンテンツを提案すること。
- ・ 来場者へのアンケート調査により計測するものとする。

③ コンテンツ

当該業務におけるコンテンツとは、情報通信技術、映像・音声情報、センサーといった先端的なデジタルテクノロジーを用いて企画・提供されるもののうち、次のものとする。

ア 展示体験型

会場に展示又は設置され、来場者が体験することにより、デジタルテクノロジーへの興味関心が醸成されるもの。

【展示体験型の例】

- プロジェクターやセンサーを利用し、人の動作等に反応してアニメーションや画像等が変化するデジタルアート、映像作品やゲーム
- 顔認証技術や AI、AR、VR など、最先端技術を活用した製品

イ ワークショップ型

参加者がワークショップによる実体験を通して、デジタルテクノロジーの仕組みへの理解促進、プログラミング的思考やプログラミング技術の習得等が期待されるもの。

【ワークショップ型の例】

- ロボット、ドローンを活用したプログラミングワークショップ

④ 開催スケジュール

ア 会場の仮予約期間において、準備、内覧、イベント開催、撤去まで無理なく完了させるスケジュールを提案すること。

【会場の仮予約期間】

- 多目的ホール：令和8年3月12日（木）9時～3月24日（火）22時
- 市民ギャラリー：令和8年3月12日（木）9時～3月24日（火）22時

イ 開催時間は、開催期間中一定でなくてもよい。

ウ 開催日の前日に発注者の求めに応じ、内覧を行うこと。

6 参考資料

- (1) 令和6年度「デジタル未来アート展」開催概要
- (2) 生涯学習総合センター（會津稽古堂）図面
- (3) 生涯学習総合センター（會津稽古堂）設備・備品リスト